

処 分 の 概 要	水道加入金の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町水道給水条例 第6条
法令(例規)番号	平成10年美幌町条例第9号
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 設備担当
処分基準の内容	(加入者負担金の納付) 第6条 給水装置の新設工事又は水道メーター(以下「メーター」という。)の増径を伴う改造工事の申込者は、前条第1項の規定による申込みの際、メーターの口径に応じ、次の表に掲げる金額を加入者負担金として納付しなければならない。ただし、改造工事の申込者が納入すべき加入者負担金は、新口径と旧口径に係る負担金の差額とする。 メーター口径 加入者負担金
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	指定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町指定給水装置工事業者規程 第9条
法令(例規)番号	平成10年美幌町水道事業管理規程第2号
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 設備担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(指定の取消し)</p> <p>第9条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の指定を取消することができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第6条の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第6条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第17条各項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第18条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第22条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第26条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条 管理者は、第4条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事業者の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第17条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>指定の停止</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町水道給水条例 第10条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成10年美幌町条例第9号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>建設水道部 水道グループ 設備担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(指定の停止) 第10条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、12月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>(指定の取消し) 第9条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の指定を取消すことができる。 (1) 不正の手段により第6条の指定を受けたとき。 (2) 第6条各号に適合しなくなったとき。 (3) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第17条各項の規定に違反したとき。 (5) 第18条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第22条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第26条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの (ウ)：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	手数料の徴収													
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町水道給水条例 第34条													
法令(例規)番号	平成10年美幌町条例第9号													
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 営業担当・設備担当													
処 分 基 準 の 内 容	(手数料) 第34条 手数料は、次の区別により、申込者からの申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは申込後、徴収することができる。 (1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき10,000円 (2) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>新設</th> <th>改造</th> <th>撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40ミリメートル未満(1戸につき)</td> <td>18,400円</td> <td>12,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル以上(1戸につき)</td> <td>36,800円</td> <td>25,700円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	新設	改造	撤去	40ミリメートル未満(1戸につき)	18,400円	12,800円	3,000円	40ミリメートル以上(1戸につき)	36,800円	25,700円	3,000円	
メーターの口径	新設	改造	撤去											
40ミリメートル未満(1戸につき)	18,400円	12,800円	3,000円											
40ミリメートル以上(1戸につき)	36,800円	25,700円	3,000円											
処 分 基 準 の 内 容	(3) 第8条第2項の工事の検査をするとき													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>新設</th> <th>改造</th> <th>撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40ミリメートル未満(1戸につき)</td> <td>14,500円</td> <td>10,100円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル以上(1戸につき)</td> <td>29,000円</td> <td>20,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	新設	改造	撤去	40ミリメートル未満(1戸につき)	14,500円	10,100円	3,000円	40ミリメートル以上(1戸につき)	29,000円	20,300円	3,000円	
メーターの口径	新設	改造	撤去											
40ミリメートル未満(1戸につき)	14,500円	10,100円	3,000円											
40ミリメートル以上(1戸につき)	29,000円	20,300円	3,000円											
	(4) 各種証明 1件につき 300円 (5) 水道管路図の閲覧 1件につき 300円 (6) 水道管路図の写しの交付 1件につき 500円													
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの													
備 考														

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	過料
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町水道給水条例 第41条
法令(例規)番号	平成10年美幌町条例第9号
所 管 部 署 名	建設水道部 水道グループ 営業担当・設備担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(罰則)</p> <p>第41条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、第21条第2項のメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第36条の検査又は第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第28条の料金、又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>2 町長は、詐欺その他不正の行為によって第28条の料金又は、第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	